

「輸血によるGVHD予防のための血液に対する放射線照射ガイドラインVI」
(2010発出のガイドラインV より改訂) に関するパブリックコメントの募集

【改訂のポイント】

1. 日本赤十字社が、令和5（2023）年3月13日採血分から人赤血球液（赤血球液-LR「日赤」；RBC-LR、照射赤血球液-LR「日赤」；Ir-RBC-LR）の有効期間を採血後28日間に変更したことにかかるカリウム値等の情報追加を主目的としてガイドラインを改訂しました。
2. 「2」輸血後GVHD予防の基本方針のうち 4. 自己血輸血の推進部分
現在の「輸血療法の実施に関する指針」平成17年9月（令和2年3月一部改正）に準じて、自己血輸血を「優先する」→「考慮する」に変更しました。
3. 輸血後GVHD予防のための院内体制の整備の項目部分に、現在の赤血球製剤の照射率と血小板製剤の照射率（日本赤十字社の血液事業年度報より）を追記しました。
4. 放射線照射済みの血液の扱い （1）血清上清カリウム濃度の変化
日本赤十字社資料より、表1，2を差し替え、赤血球内のカリウム濃度を140mEq→130mEqに変更するとともに、提示例文を修正しました。
5. 今後の課題として、特に令和5年3月13日製造分から赤血球製剤の有効期限が採血後28日間に延長されたことから、輸血に関連した高カリウム血症に関する健康被害には注視する必要性があることを追記しました。

会員の皆様から、多くのご助言が頂けますようお願いいたします。

2024年4月15日

安全委員会 委員長 玉井佳子
作成時担当理事 加藤栄史